

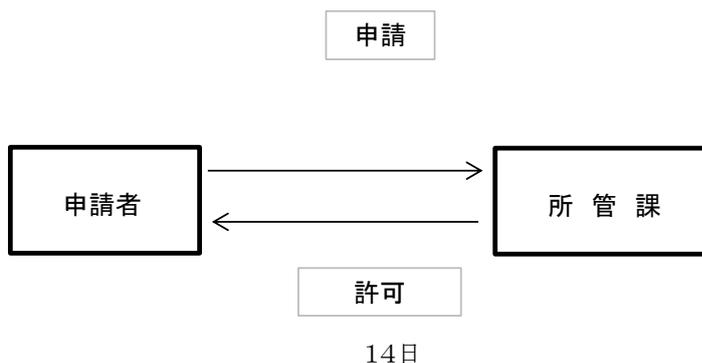
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	広告物の掲示の許可	
処 分 の 概 要	駐車場内への広告物の掲示を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)	
条 項	第4条第5項	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>松山市駐車場条例施行規則第4条第1項の各号に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】 松山市駐車場条例</p> <p>第4条第5項 市長は、広告物の掲示を許可するに当たっては、目的、範囲、期間その他管理上必要な使用条件を付することができる。</p> <p>松山市駐車場条例施行規則 (許可の条件) 第4条 条例第4条第5項の規定による使用条件は、次のとおりとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのないこと。 (2) 駐車場の施設又は附属施設を破壊するおそれのないこと。 (3) 前2号に掲げるもののほか駐車場の管理運営上支障を及ぼすおそれのないこと。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。